

熊本県介護施設 SAFE 協議会を開催しました。

熊本労働局では、今年度新たに3機関等を加えた6事業場及び7機関等で構成する、熊本県介護施設SAFE協議会の令和6年度第1回目を開催しました。

ここでいう「SAFE」とは、Safer Action For Employees の略語であり、従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。

県内では、介護施設における休業4日以上の労働災害(新型コロナウイルス感染症を除く。)のうち、転倒及び腰痛等の行動災害が多く発生していることから、これらの労働災害防止対策をはじめ、 各事業場等における取組状況の発表や従業員に対する安全衛生上の課題について情報交換を行うこと等を目的として設置したものです。

令和6年度 第1回熊本県介護施設 SAFE 協議会について

開催日	令和6年8月6日(火)
場所	熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階記者会見室(熊本市西区春日 2 丁目 10 - 1)
内容	全国労働衛生週間の準備月間が翌月から始まることから、当該準備月間の実施事項
	になっている「職場における転倒・腰痛災害の予防対策」、特に腰痛予防対策につい
	て、協議会各構成員からノーリフティングケアの導入状況等を発表していただき、各
	構成員の取組に関する意見交換を行いました。

本協議会は、冒頭に、熊本労働局労働基準部長から、「行動災害により従業員の方が休業等すれば、 経営活動にも影響を及ぼす可能性がある。行動災害の防止は労働分野の問題としてだけではなく、 働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって 対策を講じる必要がある。」とのメッセージが伝えられました。

その後、熊本労働局担当者から労働災害発生状況、 第 14 次労働災害防止推進計画のアウトプット指標の 達成状況、エイジフレンドリー補助金、STOP!熱中症 クールワークキャンペーン、全国労働衛生週間等につ いて説明を行った後、各構成員からノーリフティング ケアの導入状況、ノーリフティングケアのメリット、 介護ロボット等導入支援事業等を発表していただき、 各構成員の取組に関する情報交換を行いました。

熊本労働局では、今後も介護施設等の労働災害防止 のための施策を推進してまいります。



協議会開催の模様